

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に
関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

知的財産の侵害に対する法的救済の概要

法的救済についての議論の前に、停止通告書の送付から始まる、代替紛争解決手続（ADR）が強く考慮されるべきであることを強調することが重要である。模倣の容疑者または侵害している製品もしくはサービスが特定可能である場合、問題を友好的に解決する試みとして停止通告書を送ることが可能である。

被疑侵害者を特定できない場合、ブラジルでの知的財産権を司法的に執行するには、民事訴訟と刑事訴訟という、基本的に二つの手続がある。これらの二つの主な手続の中で、さまざまな法律の中でも主としてブラジル民事訴訟法（法律番号 13, 105/15）、ブラジル刑法およびブラジル刑事訴訟法（法令番号 3, 689/41）によって規定される、さまざまな多くの具体的な手続が存在する。

基本的な民事訴訟は、下記の流れ図で考えるべきである。

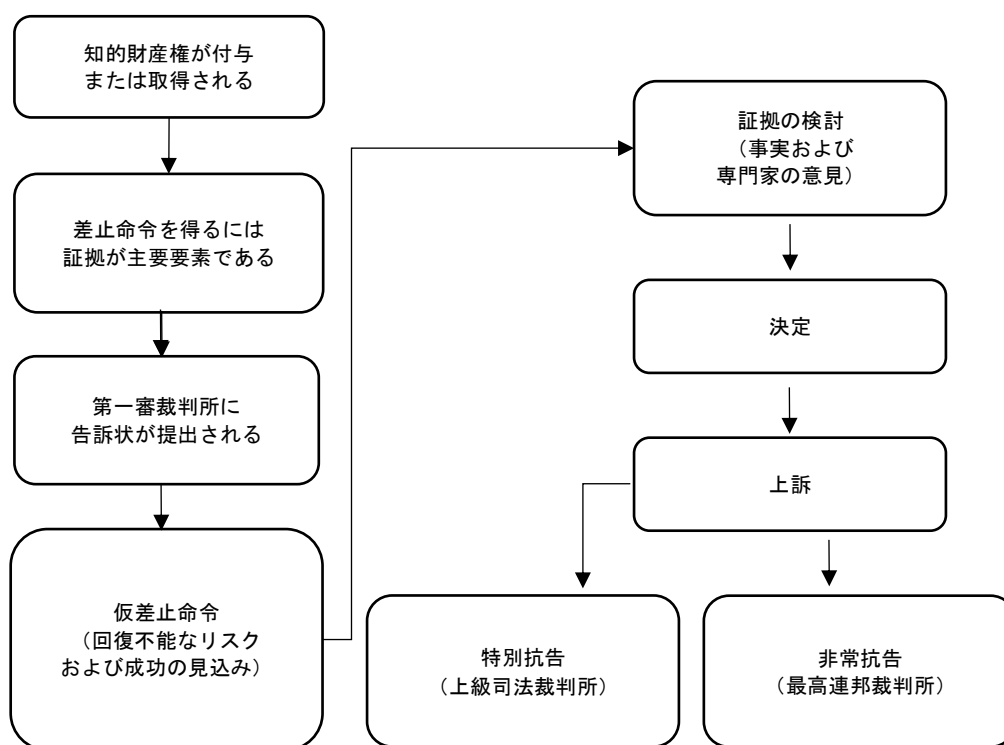


図 6 民事訴訟の基本的な流れ図

これに対して刑事訴訟は、二つの主な手続がある。商標または特許が侵害されたとみなされる場合の私的刑事訴訟に関するものと、主として著作権侵害を扱う公的刑事訴訟であ

る。私的刑事訴訟は知的財産権者が最初の申立てを提出するが、公的刑事訴訟は知的財産権者からの措置には依存しない。

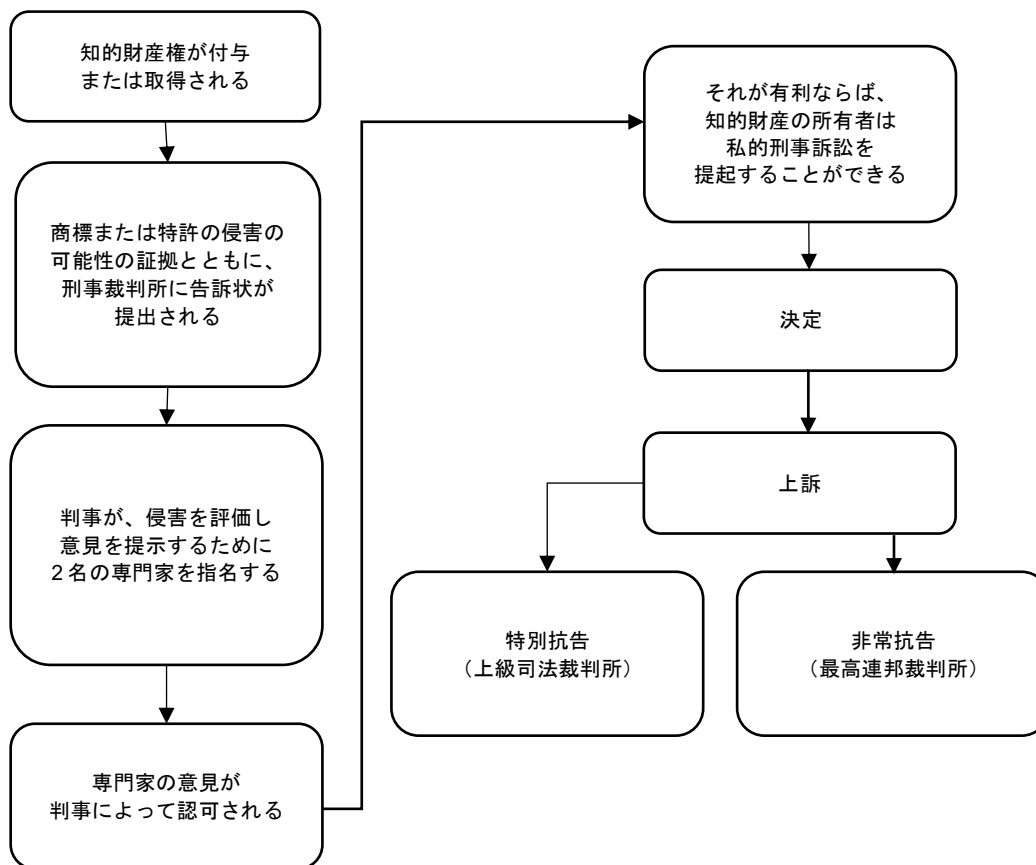


図7 私的刑事訴訟の基本的な流れ図

公的刑事訴訟を引き起こすさらなる論理、特に健康安全問題そして消費者の保護に関する論理が、公的刑事訴訟が商標および／または特許の侵害訴訟も扱うとみなすのに使われることを強調することが重要である。私的刑事訴訟と公的刑事訴訟の手続きの違いに加えて、考慮すべき最も重要な点は、公的刑事訴訟がコントロールできないということである。

訴訟がいったん始まると、検察官（完全に独立している）が告訴をし、知的財産所有者が検察のアシスタントとして認められることはあるが、検察官が原告となる。実際、知的財産所有者は、手続、弁論そしてその有効性に関して、ほとんどコントロールできない。

法的救済の特徴、最も多く利用される救済、いかに救済を適切に利用するかのアドバイス、各救済が利用される頻度の統計

憲法改正により 2004 年に設立された、行政府の独立した部門である全国司法評議会（「*Conselho Nacional de Justiça*」）によって、ここ数年、ブラジル裁判所への提訴に関する統計が編纂されてきた。

全国司法評議会は、35 歳超、66 歳未満の、15 名のメンバーから構成される。任期は 2 年、1 回の再任が認められ、主な裁判所、検察官および弁護士から選ばれる。司法権の運営および財務を管理し、裁判官の職務上の義務を果たすことが、同評議会の責務である。

現在、ブラジルの司法に関しては広範囲のデータが存在するが¹³、知的財産問題に関連する訴訟の数に関しては、特別の正式な情報はない。

正式な尺度はないが、サンパウロ州上訴裁判所における上訴審の非公式な調査が、刑事訴訟と民事訴訟の比較を示しており、それによれば、刑事訴訟は知的財産侵害訴訟の 10 パーセント未満でしか利用されていない。

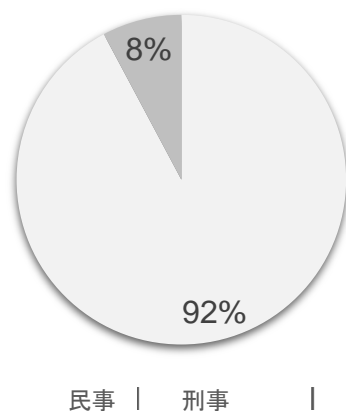


図 8 サンパウロ州上訴裁判所での刑事法廷と民事法廷において、INPI に言及する決定の比較

¹³ 出所：<http://www.cnj.jus.br/>

刑事訴訟は厳格であり、企業を運営する人に直接向けられるが、民事訴訟は柔軟であり、企業を被告とみなす。事実と、人の自由を制限する有罪宣告の可能性のバランスを取るというそれ自体の必要性によって、刑事訴訟の硬直性がもたらされることは理解できる。

知的財産権の執行に関するその他のコメント

したがって最も効果的なアプローチは、考慮されなければならない幾つかの事実の結果として決まるものである。考えるべき最初の問題は被疑侵害者が特定可能な人であるか否かであり、次に当該商品の不拡大の評価、そして知的財産所有者の主な意図である。

もし当該商品がすでに市場に出ており、侵害者が特定可能であり、友好的に、または、最悪のシナリオでは裁判所命令によって解決の可能性があるならば、最も効果的な執行手段は、停止通告書の送付から始まる民事訴訟である。もしその通知が問題を解決しなかった場合には、事件の詳細に応じて、補償と停止を要求する知的財産侵害訴訟の提起までエスカレートできる。

当該商品がすでに市場に出されているが侵害者が特定できない、例えば当該商品が普通の小さな店舗、低コストの商業センターのスタンド、あるいは街頭行商人によって売買されているという、別のシナリオに直面した場合、最善の手段は警察の手入れを利用することである。状況によって、警察の手入れの結果として民事および／または刑事の訴訟が引き起こされるかもしれない。

刑事訴訟か民事訴訟かの選択は、以下の考察の結果に依存する。すなわち、知的財産所有者がロイヤルティーおよび補償を受け取ることが意図している場合、民事訴訟という選択が必須である。どちらの訴訟でも被告に、さらなる商業化を止めるように、直接、命令することができる。しかし民事法廷が補償によって補完をする一方で、刑事法廷は懲役・禁錮および／またはその他の制約を課すことを目的とする。

ほとんどの刑事訴訟は、侵害者に対する決定を含む最終決定に到達していないことを強調することが重要である。特に、短期間とされている時効という困難、非常に複雑で形式的なアプローチ、そして知的財産侵害を、他の犯罪と比較して重要性の低い問題だとみなす、偏った刑事法廷が原因となっている。